３．「賃金改善中間報告書」の作成方法

【事前にご準備いただくデータ】
※令和8年6月から改定後のベースアップ評価料を算定している場合

- **令和８年６月、７月の初診料と再診料等の算定回数**

- **令和８年６月の対象職員の人数（常勤換算）**
  ※令和７年度の実績報告とは異なり、対象職員全体ではなく、看護職員や看護補助者等、対象職種ごとの常勤換算数を調べておきます

- **令和８年６月の賃金改善後の基本給等総額**
  ※「基本給等」とは、「基本給」と「決まって毎月支払われる手当」の合計額です
  ※令和７年度の実績報告とは異なり、対象職員全体ではなく、看護職員や看護補助者等、対象職種ごとの基本給等総額を調べておきます
  （なお、対象職種ごとの基本給等総額が分かればよく、個人ごとの金額は不要です）

- **令和８年５月時点の給与体系**
  ※令和８年５月の基本給等総額と令和８年６月の基本給等総額とを、
  看護職員や看護補助者等、対象職種ごとに比較できるように準備しておきます
  注：令和８年度改定後のベースアップ評価料による収入を、４月からの賃金改善に充当した場合は、
  令和８年３月の基本給等総額と令和８年６月の基本給等総額とを、比較できるように準備しておきます

- **令和７年６月～令和８年５月に支給した賞与の支給月数（又は支給額）**

- **令和８年６月、７月に支給した賞与の支給月数（又は支給額）**

３．「賃金改善中間報告書」の作成方法

【事前にご準備いただくデータ】
※令和8年7月から改定後のベースアップ評価料を算定している場合

- **令和８年７月の初診料と再診料等の算定回数**

- **令和８年７月の対象職員の人数（常勤換算）**
  ※令和７年度の実績報告とは異なり、対象職員全体ではなく、看護職員や看護補助者等、対象職種ごとの常勤換算数を調べておきます

- **令和８年７月の賃金改善後の基本給等総額**
  ※「基本給等」とは、「基本給」と「決まって毎月支払われる手当」の合計額です
  ※令和７年度の実績報告とは異なり、対象職員全体ではなく、看護職員や看護補助者等、対象職種ごとの基本給等総額を調べておきます
  （なお、対象職種ごとの基本給等総額が分かればよく、個人ごとの金額は不要です）

- **令和８年５月時点の給与体系**
  ※令和８年５月の基本給等総額と令和８年７月の基本給等総額とを、
  　看護職員や看護補助者等、対象職種ごとに比較できるように準備しておきます

- **令和７年６月～令和８年５月に支給した賞与の支給月数（又は支給額）**

- **令和８年６月、７月に支給した賞与の支給月数（又は支給額）**

3．「賃金改善中間報告書」の作成方法

まず「賃金改善中間報告書」を準備します。
令和8年度算定分であるため、改定後の様式を使用します。

厚労省のHPにある「ベースアップ評価料特設ページ」からダウンロードします

【厚生労働省ベースアップ評価料特設ページ】https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html

9．賃金改善実績報告書の提出について

ベースアップ評価料に係る実績報告書については、報告する書類が「令和７年度算定分の実績報告書」と「令和８年度算定分の実績報告書」で異なる様式となっております。
提出様式を確認して提出をお願いいいたします。

【令和８・９年度算定分】賃金改善実績報告書様式（医療機関・訪問看護ステーション・保険薬局）

・こちらの賃金改善実績報告書は、令和８・９年度算定分の実績報告（中間・実績）を記載する様式です。
・【提出月】と【提出する報告書】については以下の通りです
令和８年８月　：　令和８年度算定分の中間報告書
令和９年８月　：　令和８年度算定分の実績報告書・令和９年度算定分の中間報告書
令和１０年８月　：　令和９年度算定分の実績報告書・令和１０年度算定分の中間報告書

【報告書専用様式】一覧
※報告書専用様式になります。報告書の提出時に必要な様式シートのみが表紙されているExcelデータとなります。【2026.07.31更新】

・病院、診療所及び歯科診療所
R8実績・中間報告書（病院・診療所用）【報告書専用様式】［379KB］
・訪問看護ステーション

令和8年7月30日に
様式が修正されました

3．「賃金改善中間報告書」の作成方法

（参考）様式の修正について

- 令和8年7月30日に令和8年度の賃金改善中間報告書に係る**様式が修正されました**。
  （「令和8年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について」（令和8年7月30日事務連絡））

- 訂正前の様式により中間報告を行うことも可能ですが、以下の点にご留意ください。

→ 令和8年度診療報酬改定後のベースアップ評価料による収入を用いて、令和8年**4月または5月から賃金改善を実施した場合、訂正前の様式では**、「令和8年5月時点の基本給等総額」と「令和8年6月時点の基本給等総額」とを比較するように示されるため、この**記載に従って入力した場合、賃上げの実績を示すことができません**。

したがって、**4月または5月から賃金改善を実施した医療機関で、7月30日以前の訂正前の様式を使用する場合は、**
「令和8年5月時点の基本給等総額」を入力する欄については、
「令和8年3月時点の基本給等総額」と読み替えて入力してください。

3．「賃金改善中間報告書」の作成方法

下記2つのシートに入力していただきます。
- 「別添2（べってん）」
- 「(別添1)_賃金改善実績報告書・中間報告書」

こちらにシートが並んでいるので、「別添2」や「(別添1)_賃金改善実績報告書・中間報告書」をクリックすると該当シートが表示されます。

ここをクリックしていくと、右の方のシート名が表示されますので、「(別添1)_賃金改善実績報告書・中間報告書」が出てくるまでクリックしてください。

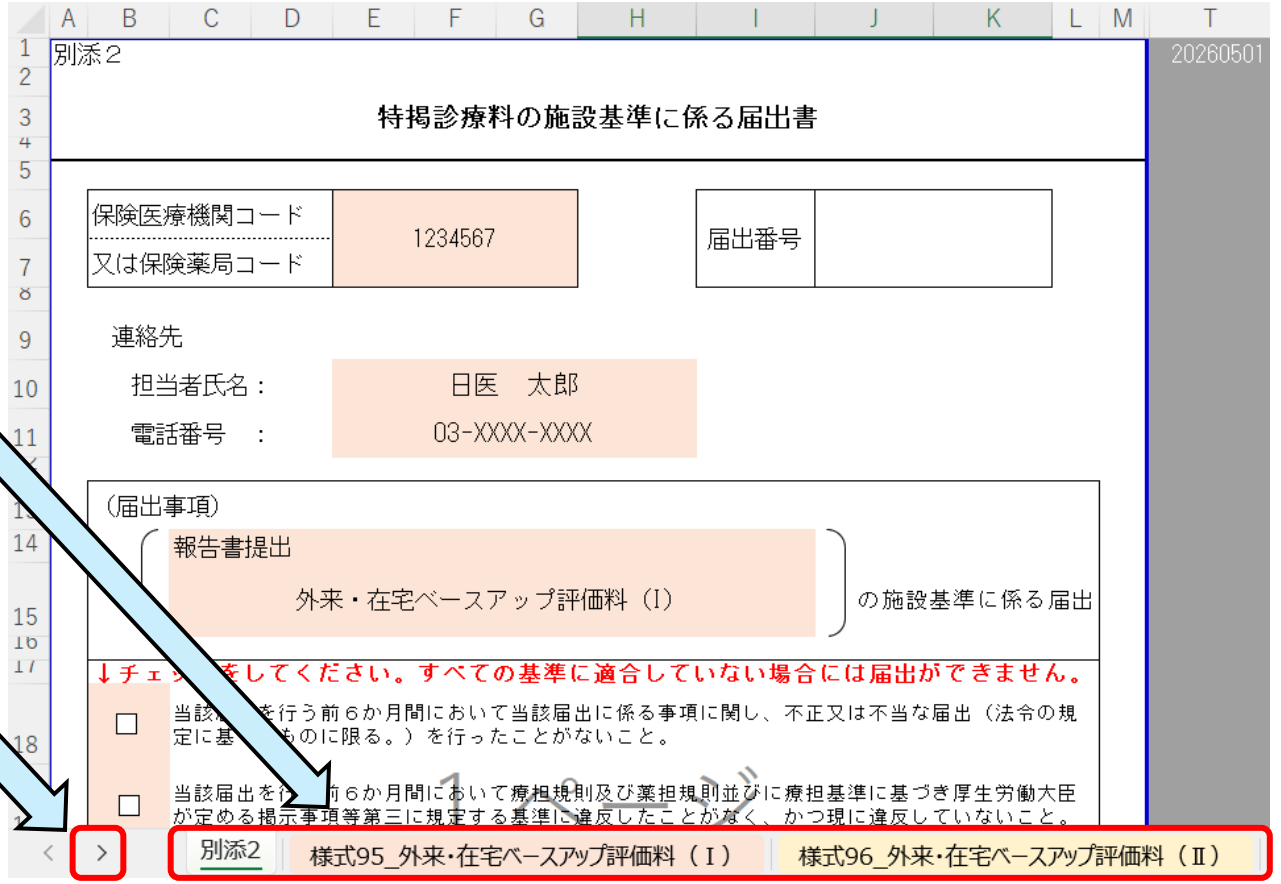

3．「賃金改善中間報告書」の作成方法

「別添2」のシートを入力します。

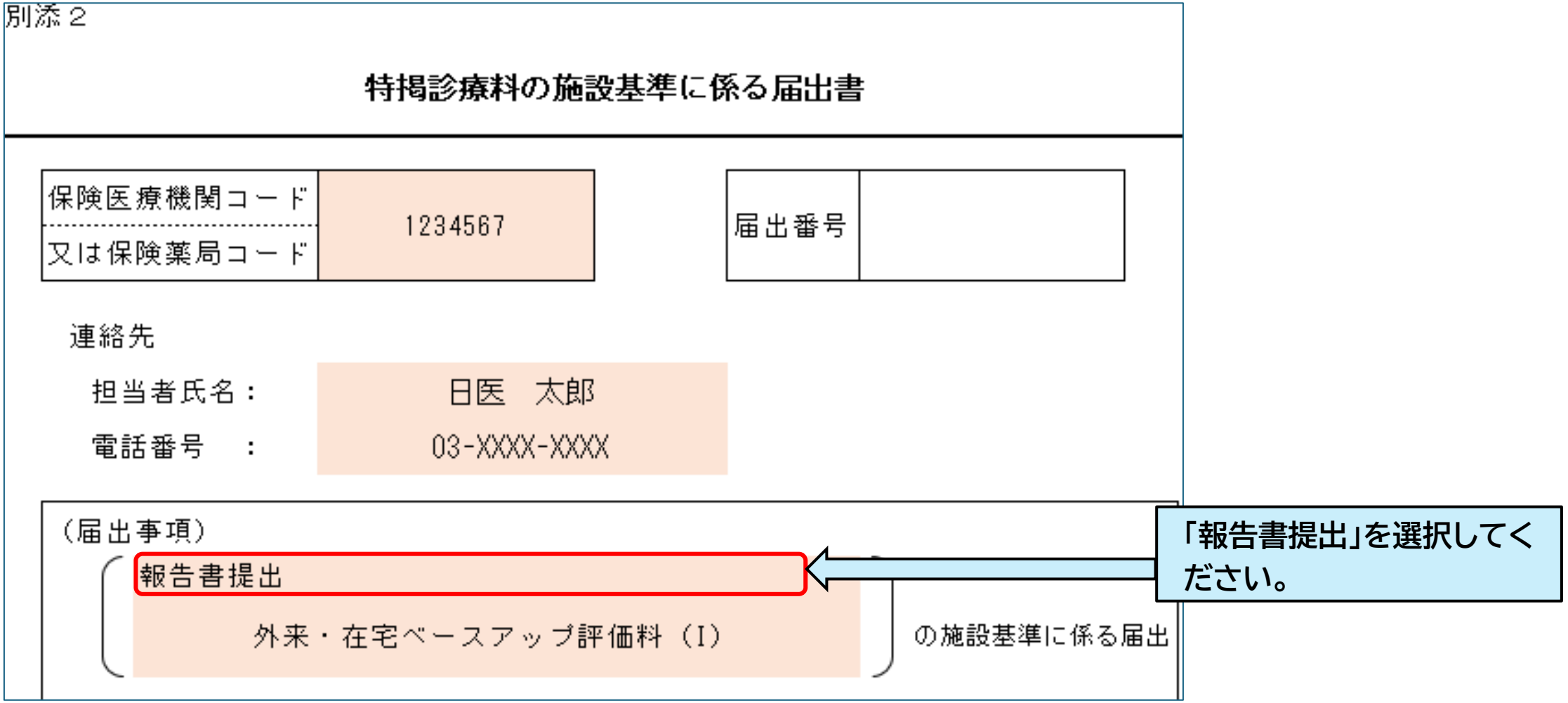

別添２

特掲診療料の施設基準に係る届出書

保険医療機関コード 又は保険薬局コード	1234567

届出番号	

連絡先

担当者氏名：　日医　太郎

電話番号　：　03-XXXX-XXXX

（届出事項）

報告書提出

外来・在宅ベースアップ評価料（I）　の施設基準に係る届出

「報告書提出」を選択してください。

３．「賃金改善中間報告書」の作成方法

「（別添1）_賃金改善実績報告書・中間報告書」のシートを入力していきます。

- 基本的に入力していただくのは、下記となります。
  - ✓ 令和8年6月、7月のベースアップ評価料の算定額
  - ✓ 対象職員ごとの賃金改善前と賃金改善後の基本給等総額及び賞与の支払い月数

- 次ページから、
  「6月からベースアップ評価料（Ⅰ）注5の点数を算定し、6月、7月の2か月間の合計で、初診料の算定回数が200回、再診料の算定回数が1,000回、対象職種が看護師2名、事務職2名」である医療機関の場合について記入した報告書を例に説明します。

3.「賃金改善中間報告書」の作成方法

実際の記入例(全体像)1/2

例

Ⅱ．報告する医療機関種別

☑ 病院及び診療所
☐ 歯科診療所

Ⅲ．賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間

（１）賃金改善実施期間

令和	8	年	6	月	～ 令和	8	年	7	月	2	ヶ月

※ 令和８年度診療報酬改定以降のベースアップ評価料等で賃金改善を実施した期間を記載すること。
※ （中間報告書の場合）令和８年度又は令和９年度の６月から翌年５月の１年間に算定した当該評価料による収入を、当該年度の４月から翌年３月の賃金改善に充当した場合であっても、当該評価料を算定した期間（２）と同じ期間を記載すること。

※ （実績報告書の場合）令和８年度又は令和９年度の６月から翌年５月の１年間に算定した当該評価料による収入を、当該年度の４月から翌年３月の賃金改善に充当した場合には、算定した期間（２）ではなく、充当した期間（４月～翌年３月）を記載すること。

（１）－２ **（中間報告書のみ）** 令和８年度又は令和９年度の６月から算定した当該評価料による収入を、当該年度の４月からの賃金改善に充当した場合、こちらにチェック ☐

※ 令和８年度又は令和９年度のベースアップ評価料の算定開始月と、同月から賃金改善を実施した場合は、チェックは不要です。

（２）ベースアップ評価料算定期間

令和	8	年	6	月	～ 令和	8	年	7	月	2	ヶ月

Ⅲ－２．（中間報告書のみ）条例改正等が必要なため８月時点で賃金改善の実績を記載できない場合

（ｉ）条例の改正が必要である等やむを得ない理由により、遡及して賃金改善を実施するため本報告書に記載する額が実績値ではなく計画値となる場合は、こちらにチェック ☐

（ⅱ）計画値となる理由 ☐ 条例の改正が必要なため ☐ その他の事由 ※どちらか１つを選択してください。

（理由の詳細：条例の改正のような、医療機関の責によらないやむを得ない理由に限ります。必ず記載してください）

Ⅳ－１．ベースアップ評価料等及び看護職員処遇改善評価料による収入の実績額【（２）の期間中】

（※）賃金改善実施期間に初めて、看護職員処遇改善評価料を算定する医療機関	☐
（３）看護職員処遇改善評価料による収入の実績額	円

※ 「収入の実績額」とは、該当の評価料を算定した総額を記載すること。（算定していない場合は０と記載。）
※ 看護職員処遇改善評価料の収入の実績額については、賃金改善実施期間において初めて算定を開始した場合にのみ、収入額を記載すること。

（４）外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等による収入の実績額	74,000 円
（５）外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等による収入の実績額	0 円
（６）入院ベースアップ評価料による収入の実績額	0 円
（７）ベースアップ評価料等による収入の実績額【（４）＋（５）＋（６）】	74,000 円

※ 「収入の実績額」とは、該当の評価料を算定した総額を記載すること。（算定していない場合は０と記載。）
※ なお「収入の実績額」の計算は、継続的な賃上げの取組の実施に係る評価の点数分を除いた当該評価料の本体点数のみを算定した場合に置き換えて計算すること。

Ⅳ－１－１．ベースアップ評価料等による収入の繰越状況

（８）前年度からの繰越額（令和８年度分報告時のみ記載）	0 円

Ⅳ－２．ベースアップ評価料等による収入の実績額（総計）

（９）ベースアップ評価料等による収入の実績額のうち、当該年度における対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当すべき金額【（７）＋（８）】	74,000 円

○ 以下、基本給等総額については１か月当たりの額を記載してください。（該当ない場合は０と記載）
※ 「基本給等総額」とは、対象職員の基本給又は決まって毎月支払われる手当の合計をいい、賞与、期末・勤勉手当等の特定の時期にのみ支払われる手当を含まない。
※ 「ベア等」の定義は【記載上の注意】を参照のこと。
※ （15）のベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いた額は賃金改善実施期間の増加分の総額を記載すること。
また、賃金改善に伴い増加する法定福利費分を概算によって計算する場合、小数点以下の四捨五入における切り上げによって最大16.5%を超えた場合については、問題ないこととする。
※ 「賞与の支給月数」については、月単位で記載すること。支給がない場合は０と記載。また月単位が不明の場合は、「支給された賞与額÷基本給等」で計算した月数を記載すること。

【ベースアップ評価料対象職種について】

Ⅴ．ベースアップ評価料対象職員（全体）の月額賃金総額に係る事項

（10）対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	4.0	人
（11）当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	931,760	円
（12）令和８年５月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	900,000	円
（13）基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（１ヶ月分）【（11）－（12）】	31,760	円
（14）ベア等による賃金増率【（13）÷（12）】	3.5	%
（15）上記（13）以外で、ベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いた総額【賃金改善実施期間（１）の全期間】（該当ない場合は０と記載）	10,481	円

Ⅴ－２．看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の月額賃金総額に係る事項

（16）対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	2.0	人
（17）当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	515,880	円
（18）令和８年５月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	500,000	円
（19）基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（１ヶ月分）【（17）－（18）】	15,880	円
（20）ベア等による賃金増率【（19）÷（18）】	3.2	%
（21）報告書届出年度の賞与の支給月数	0.00	か月
（22）前年度の賞与の支給月数	0.00	か月

Ⅴ－３．40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係る事項

（23）対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	0.0	人
（24）当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	0	円
（25）令和８年５月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	0	円
（26）基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（１ヶ月分）【（24）－（25）】		円
（27）ベア等による賃金増率【（26）÷（25）】		%
（28）報告書届出年度の賞与の支給月数	0.00	か月
（29）前年度の賞与の支給月数	0.00	か月

Ⅴ－４．事務職員の基本給等に係る事項

（30）対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	2.0	人
（31）当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	415,880	円
（32）令和８年５月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	400,000	円
（33）基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（１ヶ月分）【（31）－（32）】	15,880	円
（34）ベア等による賃金増率【（33）÷（32）】	4.0	%
（35）報告書届出年度の賞与の支給月数	0.00	か月
（36）前年度の賞与の支給月数	0.00	か月

Ⅴ－５．看護補助者の基本給等総額に係る事項

（37）対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	0.0	人
（38）当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	0	円
（39）令和８年５月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	0	円
（40）基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（１ヶ月分）【（38）－（39）】		円
（41）ベア等による賃金増率【（40）÷（39）】		%
（42）報告書届出年度の賞与の支給月数	0.00	か月
（43）前年度の賞与の支給月数	0.00	か月

3.「賃金改善中間報告書」の作成方法

実際の記入例(全体像)2/2

例

Ⅴ－６．薬剤師の基本給等総額に係る事項

（44）対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	0.0	人
（45）当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	0	円
（46）令和８年５月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	0	円
（47）基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（１ヶ月分）【（45）－（46）】		円
（48）ベア等による賃金増率【（47）÷（46）】		%
（49）報告書届出年度の賞与の支給月数	0.00	か月
（50）前年度の賞与の支給月数	0.00	か月

Ⅴ－７．歯科衛生士の基本給等総額に係る事項（歯科診療を主とする病院及び診療所の場合に記入）

（51）対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	0.0	人
（52）当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	0	円
（53）令和８年５月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	0	円
（54）基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（１ヶ月分）【（52）－（53）】		円
（55）ベア等による賃金増率【（54）÷（53）】		%
（56）報告書届出年度の賞与の支給月数	0.00	か月
（57）前年度の賞与の支給月数	0.00	か月

Ⅴ－８．その他の対象職種の基本給等に係る事項

（58）対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	0.0	人
（59）当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	0	円
（60）令和８年５月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	0	円
（61）基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（１ヶ月分）【（59）－（60）】		円
（62）ベア等による賃金増率【（61）÷（60）】		%
（63）報告書届出年度の賞与の支給月数	0.00	か月
（64）前年度の賞与の支給月数	0.00	か月

Ⅵ．ベースアップ評価料による収入が対象職員へ充当されているか

（65）ベースアップ評価料による収入の実績額【（９）】	74,000	円
（66）対象職員全体の賃金改善実績額（賃金改善実施期間分）【（13）×（賃金改善実施期間）】	63,520	円
（67）ベア等以外で、ベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いた額【（15）】	10,481	円
（68）収入の実績額と賃金改善実績額の差分【（（66）＋（67））－（65）】	1	円
（69）ベースアップ評価料算定による収入額が対象職員への賃上げに実施されているか	賃金改善額充当済み	

本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 8 年 8 月 3 日　　開設者名：日医　太郎

3．「賃金改善中間報告書」の作成方法

「（別添1）_賃金改善実績報告書・中間報告書」のシートの記載例①

基本情報を入力します

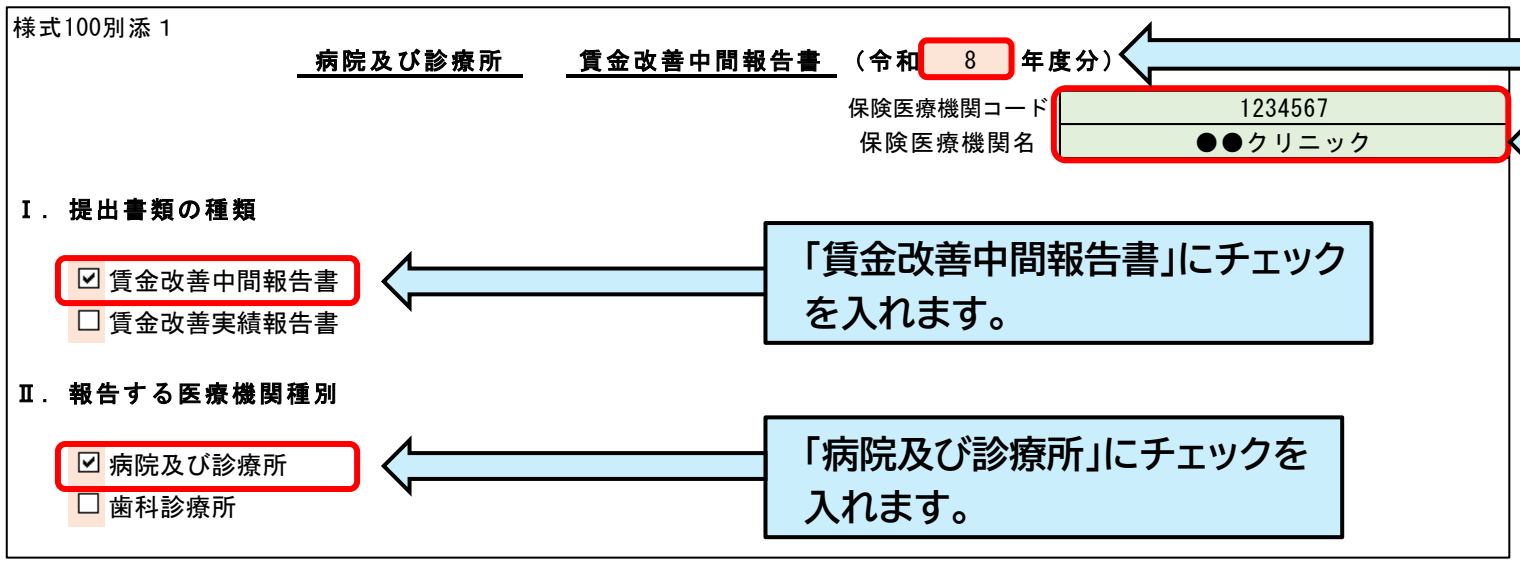

「8」を選択します。

このエクセル全体についてですが、緑色の部分は自動入力されます。

「賃金改善中間報告書」にチェックを入れます。

「病院及び診療所」にチェックを入れます。

3．「賃金改善中間報告書」の作成方法

「(別添1)_賃金改善実績報告書・中間報告書」のシートの記載例②

「賃金改善実施期間」と「ベースアップ評価料算定期間」を入力します

Ⅲ．賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間

（１）賃金改善実施期間

令和	8	年	6	月	～ 令和	8	年	7	月	2	ヶ月

※　令和８年度診療報酬改定以降のベースアップ評価料等で賃金改善を実施した期間を記載すること。

※　（中間報告書の場合）令和８年度又は令和９年度の６月から翌年５月の１年間に算定した当該評価料による収入を、当該年度の４月から翌年３月の賃金改善に充当した場合であっても、当該評価料を算定した期間（２）と同じ期間を記載すること。

※　（実績報告書の場合）令和８年度又は令和９年度の６月から翌年５月の１年間に算定した当該評価料による収入を、当該年度の４月から翌年３月の賃金改善に充当した場合には、算定した期間（２）ではなく、充当した期間（４月～翌年３月）を記載すること。

（１）－２（**中間報告書のみ**）令和８年度又は令和９年度の６月から算定した当該評価料による収入を、当該年度の４月からの賃金改善に充当した場合、こちらにチェック　□

※　令和８年度又は令和９年度のベースアップ評価料の算定開始月と、同月から賃金改善を実施した場合は、チェックは不要です。

（２）ベースアップ評価料算定期間

令和	8	年	6	月	～ 令和	8	年	7	月	2	ヶ月

令和8年度改定後のベースアップ評価料を6月と7月に算定した場合、
(1)の「賃金改善実施期間」及び
(2)の「ベースアップ評価料算定期間」は
「令和8年6月～令和8年7月」と入力します。
※令和8年7月から算定を開始した場合は、
「令和8年7月～令和8年7月」と入力します。
※令和8年度改定後のベースアップ評価料による収入を、4月からの賃金改善に充当した場合も、6月及び7月分の賃上げ実績を報告します。

令和8年度改定後のベースアップ評価料による収入を用いて、4月から賃金改善を実施した場合、
新様式では、ここにチェックを入れます。

３．「賃金改善中間報告書」の作成方法

「（別添1）_賃金改善実績報告書・中間報告書」のシートの記載例③

（参考）賃金改善のために条例改正が必要な医療機関

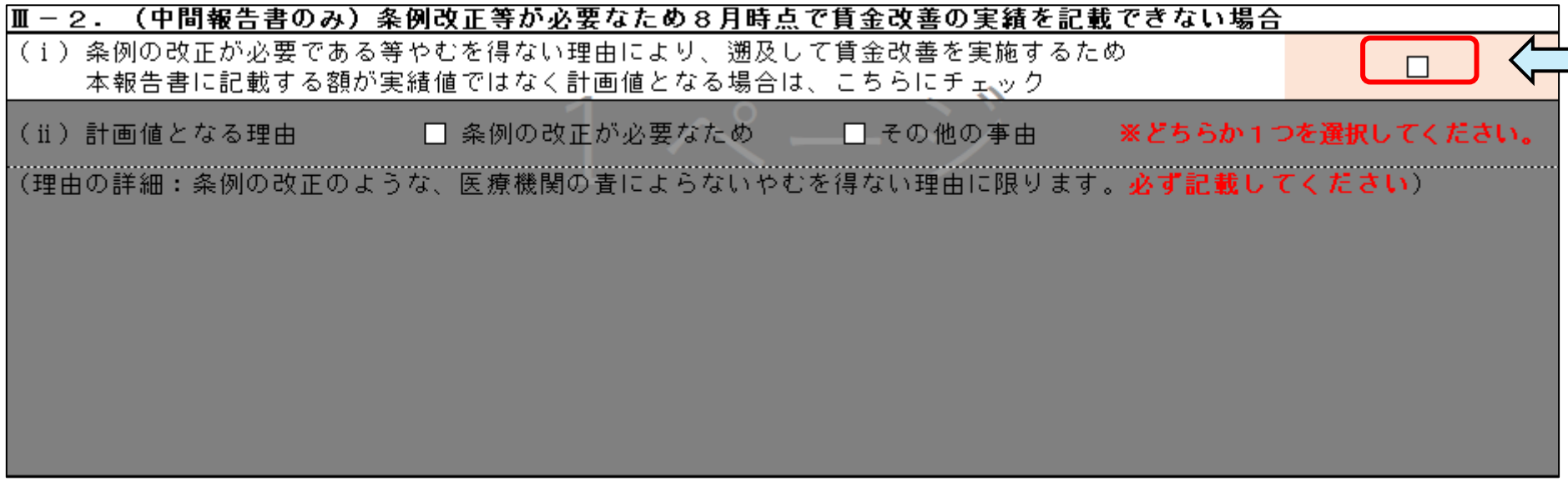

Ⅲ－２．（中間報告書のみ）条例改正等が必要なため８月時点で賃金改善の実績を記載できない場合

（ｉ）条例の改正が必要である等やむを得ない理由により、遡及して賃金改善を実施するため本報告書に記載する額が実績値ではなく計画値となる場合は、こちらにチェック　□

（ii）計画値となる理由　□ 条例の改正が必要なため　□ その他の事由　※どちらか１つを選択してください。

（理由の詳細：条例の改正のような、医療機関の責によらないやむを得ない理由に限ります。必ず記載してください）

基本的にはチェックは入れません。
（公立医療機関で賃金改善のために条例改正が必要な場合などにチェックを入れます。）

３．「賃金改善中間報告書」の作成方法

「（別添1）_賃金改善実績報告書・中間報告書」のシートの記載例④

「ベースアップ評価料」の算定実績額を入力します①

Ⅳ－１．ベースアップ評価料等及び看護職員処遇改善評価料による収入の実績額【（２）の期間中】	
（※）賃金改善実施期間に初めて、看護職員処遇改善評価料を算定する医療機関	□
（３）看護職員処遇改善評価料による収入の実績額	円
※　「収入の実績額」とは、該当の評価料を算定した総額を記載すること。（算定していない場合は０と記載。）	
※　看護職員処遇改善評価料の収入の実績額については、賃金改善実施期間において初めて算定を開始した場合にのみ、収入額を記載すること。	

ベースアップ評価料のみ算定している場合、チェックはしません。

3．「賃金改善中間報告書」の作成方法

「(別添1)_賃金改善実績報告書・中間報告書」のシートの記載例⑤

「ベースアップ評価料」の算定実績額を入力します②

（４）外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等による収入の実績額	74,000 円
（５）外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等による収入の実績額	0 円
（６）入院ベースアップ評価料による収入の実績額	0 円
（７）ベースアップ評価料等による収入の実績額【（４）＋（５）＋（６）】	74,000 円

※　「収入の実績額」とは、該当の評価料を算定した総額を記載すること。（算定していない場合は０と記載。）
※　なお「収入の実績額」の計算は、継続的な賃上げの取組の実施に係る評価の点数分を除いた当該評価料の　　点数のみを算定した場合に置き換えて計算すること。

収入の実績額がない項目については「0」と記載します。

(2)で入力した「ベースアップ評価料算定期間」における初診料と再診料の回数をお調べいただき、
「初診料算定回数×17点」+「再診料算定回数×4点」で算定点数が分かるので、円に直した額をご記入ください。

※注5の点数(初診時23点・再診時6点等)を算定している場合であっても、報告書においては初診時17点・再診時4点で計算します。

例）令和８年６月、７月にベースアップ評価料を算定した医療機関の場合

令和８年６,７月の初診料の合計算定回数（200回）	×	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）初診時 17点	＝	3,400点 （34,000円）
令和８年６,７月の再診料の合計算定回数（1,000回）	×	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）再診時 ４点	＝	4,000点 （40,000円）
		ベースアップ評価料の算定金額総額		7,400点 （74,000円）

3．「賃金改善中間報告書」の作成方法

「（別添1）_賃金改善実績報告書・中間報告書」のシートの記載例⑥

前年度からの繰越額を入力します

「賃金改善中間報告書」においては0と記載することで差し支えありません。

Ⅳ－１－１．ベースアップ評価料等による収入の繰越状況	
（８）前年度からの繰越額（令和８年度分報告時のみ記載）	0 円
Ⅳ－２．ベースアップ評価料等による収入の実績額（総計）	
（９）ベースアップ評価料等による収入の実績額のうち、当該年度における対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当すべき金額【（７）＋（８）】	74,000 円

3．「賃金改善中間報告書」の作成方法

「（別添1）_賃金改善実績報告書・中間報告書」のシートの記載例⑦

対象職員「全体」の月額賃金総額等について

(10)から(14)には、対象職員「全体」の賃金総額等（月額）の数値が表示されますが、この数値は、このあと入力する「職種ごとの月額賃金」の合計額等が自動的に反映されます。
そのため、先に「職種ごとの月額賃金」に関する「Ｖ－2」～「Ｖ－8」の項目を入力をしてから（次ページ以降で説明）、
戻って(15)をご記入ください。

【ベースアップ評価料対象職種について】

Ｖ．ベースアップ評価料対象職員（全体）の月額賃金総額に係る事項

(10) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	4.0	人
(11) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	931,760	円
(12) 令和８年５月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	900,000	円
(13) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（１ヶ月分）【(11) － (12)】	31,760	円
(14) ベア等による賃金増率【(13) ÷ (12)】	3.5	
(15) 上記(13)以外で、ベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いた額	10,481	円

政府の賃上げ目標の数値に達していなくても問題ありません。

※(15)はひと月分ではなく、令和8年6、7月分の合計額を記入するので、ご注意ください。

法定福利費の増加分について概算の場合、最大16.5%で計算できるとされております。
したがって、概算で計算する場合は、(13)の値の16.5%の2か月分なので、上の例の場合、
31,760円×0.165×2か月分＝10,480.8円となります。
（Excelでは小数点以下切り上げとなるので、10,481円と表示されます。）
なお、時間外手当等の増加分については、概算の結果に加えて記載する必要があります。

3．「賃金改善中間報告書」の作成方法

「(別添1)_賃金改善実績報告書・中間報告書」のシートの記載例⑧

看護職員等について、賃上げ前後の基本給等総額等を入力します

(17)には、賃上げ後の令和8年6月における看護職員等の基本給等を全員分合算した総額を記入します。

(18)には、賃上げ前の令和8年5月における(17)の看護職員等の基本給等を全員分合算した総額を記入します。

※いずれも全員分の基本給等を合算した総額が分かればよく、個人ごとの金額は記入不要です
（例）看護師２名分の令和８年５月の基本給等総額が500,000円、令和８年６月の基本給等総額が515,880円であった場合、
（17）は515,880円、（18）は500,000円となります。

Ⅴ－２．看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の月額賃金総額に係る事項		
(16) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	2.0	人
(17) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	515,880	円
(18) 令和８年５月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	500,000	円
(19) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（１ヶ月分）【(17) － (18)】	15,880	円
(20) ベア等による賃金増率【(19) ÷ (18)】	3.2	%
(21) 報告書届出年度の賞与の支給月数	0.00	か月
(22) 前年度の賞与の支給月数	0.00	か月

２ページ

政府の賃上げ目標の数値に達していなくても問題ありません。

（注）令和8年4月から賃金改善を実施した医療機関の場合
➢(18)の賃上げ前の額は、令和8年3月における(17)の看護職員等の基本給等を全員分合算した総額を入力します。

3．「賃金改善中間報告書」の作成方法

「（別添1）_賃金改善実績報告書・中間報告書」のシートの記載例⑨

看護職員等について、「賞与の支給月数」を入力します

Ⅴ－２．看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の月額賃金総額に係る事項		
（16）対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	2.0	人
（17）当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	515,880	円
（18）令和８年５月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	500,000	円
（19）基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（１ヶ月分）【（17）－（18）】	15,880	円
（20）ベア等による賃金増率【（19）÷（18）】	3.2	%
（21）報告書届出年度の賞与の支給月数	0.00	か月
（22）前年度の賞与の支給月数	0.00	か月

２ページ

（21）については、令和8年6月、7月に実際に賞与として支給された月数をご記載ください。月数ではなく金額で支給している場合は、「支給された賞与額÷基本給等」で計算した月数を記載してください。なお、賞与の支給がなかった場合は「0」を記載ください。

（22）については、令和7年6月～令和8年5月の期間における賞与の支払い月数をご記載ください。

３．「賃金改善中間報告書」の作成方法

「（別添1）_賃金改善実績報告書・中間報告書」のシートの記載例⑩

看護職員等以外の職種についても、同様に入力します

Ⅴ－３．40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係る事項		
(23) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	0.0	人
(24) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	0	円
(25) 令和８年５月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	0	円
(26) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（１ヶ月分）【(24) －(25)】		円
(27) ベア等による賃金増率【(26) ÷ (25)】		%
(28) 報告書届出年度の賞与の支給月数	0	か月
(29) 前年度の賞与の支給月数	0	か月

２ページ

対象職員がいない項目においても、入力できる箇所は「0」を記載してください。

（参考）看護職員等以外の職種について
「Ⅴ－３」　40歳未満の勤務医師等の基本給等総額に係る事項
「Ⅴ－４」　事務職員の基本給等総額に係る事項
「Ⅴ－５」　看護補助者の基本給等総額に係る事項
「Ⅴ－６」　薬剤師の基本給等総額に係る事項
「Ⅴ－７」　歯科衛生士の基本給等総額に係る事項
「Ⅴ－８」　その他の基本給等総額に係る事項

3．「賃金改善中間報告書」の作成方法

「（別添1）賃金改善実績報告書・中間報告書」のシートの記載例⑪

結果を確認し、最後に開設者名等を入力します

Ⅵ．ベースアップ評価料による収入が対象職員へ充当されているか	
（65）ベースアップ評価料による収入の実績額【（9）】	74,000 円
（66）対象職員全体の賃金改善実績額（算定期間分）【（13）×（算定期間）】	63,520 円
（67）ベア等以外で、ベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いた額	10,481 円
（68）収入の実績額と賃金改善実績額の差分【（（66）＋（67））－（65）】	1 円
（69）ベースアップ評価料算定による収入額が対象職員への賃上げに実施されているか	賃金改善額充当済み

本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和　8　年　8　月　3　日　　開設者名：　日医　太郎

3ページ

当初の想定よりも患者数が多く、中間報告の時点では、ベースアップ評価料による収入を使い切れなかった場合などは「賃金改善額充当不足」と表示されますが、その場合であっても、提出は可能です。

最後に「日付」と「開設者名」を記載することで、「賃金改善中間報告書」の作成は終了です。

３．「賃金改善中間報告書」の作成方法

留意点

○ベースアップ評価料等による収入の実績額について

- ベースアップ評価料（Ⅰ）の注５（初診時23点・再診時６点）を算定している場合であっても、初診時17点・再診時４点で計算します。

○対象職員について

- **パート職員**も常勤換算した上で対象職員に含めることが可能です。

- 令和８年度診療報酬改定で、**事務職員**も対象職員となりましたが、事務職員とは「主として事務を担当している者（医師事務作業補助者（医療クラーク）、診療情報管理士を含む）を指す。」とされましたので、中間報告書においては改定後の考え方でご記入ください。なお、改定で扱いが変わっておりますので、令和７年度実績報告書と令和８年度中間報告書において、「事務職員」の人数等が異なっていても差し支えありません。